

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

離婚の慰謝料

Q：私たち夫婦は、性格の不一致で離婚することになりました。子供の養育や慰謝料のことで話し合いを進めていますが、離婚の際にもらう慰謝料にも税金がかかるのでしょうか。

A：相当額であれば、原則として課税されません。

【解説】

民法では、離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができることになっています。

財産分与は、一般的に夫婦間における財産関係の清算といわれていますので、原則として贈与により取得した財産とはなりません。

ただし、慰謝料に贈与税を課税されないためには、慰謝料であるという証拠を残しておくかなければなりません。そのためには、離婚に伴う財産分与、慰謝料、養育費などを取り決めた文書を作成し、できれば公証人役場で確定日付を押してもらうのがよいでしょう。

ちなみに、文書などの証拠があっても、その取得した財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額その他の一切の事情を考慮しても、なお過大であると認められる場合には、その過大と認められる部分について贈与税が課税されますし、また、離婚を手段として贈与税や相続税を免がれようとしたと認められる場合には、その離婚により取得した財産全額に贈与税が課税されることになります。

